

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の理事及び監事は、無報酬である。

但し、加盟団体推薦理事以外の理事については、会長が、当該理事の経歴、選任の経緯、この法人での業務内容等を慎重に判断し、報酬額を定めた上で、報酬を支払う事が出来る。報酬額については、理事及び監事が原則無報酬であることに鑑み、一般に適正と認められる金額とする。

附 則（平成25年2月24日平成24年度第8回理事会決議）

この基準は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の設立の登記の日（平成26年2月3日）より施行する。

附 則（平成30年8月5日平成30年度第3回理事会決議）

この基準は、決議の日（平成30年8月5日）より施行する。